

## 社会福祉法人地域福祉会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人地域福祉会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

#### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、表に定める額

### (非常勤役員等の報酬)

#### (1) 評議員

	日額
評議員会の出席	10,000 円

#### (2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000 円

#### (1) 監事

	日額
監事監査等への出席	10,000 円